

# 9 緊急・安全

日常生活における災害や事故の発生時等に備えるための制度のご案内です。

## 9 - 1 災害時要援護者名簿登録

### 《 事業内容 》

災害時の避難等に支援を必要とする方を事前に把握するため、ご本人からの申し出により災害時要援護者名簿を作成しています。この名簿は、区内消防署、区内警察署、地域の民生委員・児童委員、防災区民組織及び区の関係部署に配付し、災害時における安否確認など必要な支援を行うために活用します。なお、この名簿登録者から優先的に救出するというものではありません。

### 《 登録対象者 》

以下に該当する方で、災害時の避難等に支援を必要とする方

- ① 75歳以上の方のみの世帯の方
- ② 要介護3以上の方
- ③ 認知症の症状のある方
- ④ 障害のある方
- ⑤ 難病等により特別な医療ケアを受けている方
- ⑥ その他災害時の避難等に支援を必要とする方

(例) 妊娠されている方・日中に高齢者のみとなる方など、避難等に不安をお持ちの方

### 《 登録内容 》

本人及び緊急時の連絡先の情報を登録します。

- 本人 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、申出理由、本人の状況
- 緊急時の連絡先 氏名、住所、電話番号、登録者との関係

### 《 登録方法 》

登録を希望される方は、「新宿区災害時要援護者名簿登録申出書」を下記の課所へご提出ください。(郵送、FAXでも受け付けます。新宿区のホームページから電子申請もできます。)

新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区役所 (本庁舎2階)

地域福祉課 FAX(3209)9948

障害者福祉課、高齢者支援課

新宿区役所 (本庁舎4階)

危機管理課

新宿区役所 (第二分庁舎分館)

健康政策課、保健予防課

新宿区役所 (第二分庁舎分館分室)

健康づくり課

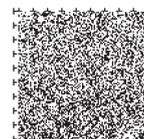
各特別出張所、各保健センター、各高齢者総合相談センター、区立障害者福祉センター

### ◆問合せ先 福祉部 地域福祉課

TEL(5273)3517

### 《 要配慮者災害用セルフプラン 》

災害時要援護者名簿登録者に対して、要配慮者災害用セルフプランの各様式を配布しています。セルフプランに自分が行く避難所や日常備品等をあらかじめ記載しておくことで平常時から災害に備えます。また、自身の状況や要配慮事項等を記載し、災害時や緊急時などに支援者や避難所運営者に提示することで、適切な支援を受けることを可能とするものです。様式については地域福祉課で配布しています。



## 9 - 2 家具転倒防止器具取付け事業

### 《 事業内容 》

区が委託する業者がご自宅に伺って設置場所に適した家具転倒防止器具について調査のうえ、取付けを行います。

### 《 対象の家具 》

タンス、戸棚・棚類、冷蔵庫、テレビ ※区が指定した器具で取付けが可能な家具に限ります。

### 《 費用 》

①事前調査費及び取付費は、区が負担します。取付け点数の制限はありません。

ただし、補助工事が必要な場合の費用は利用者負担です。

②器具は原則として利用者負担ですが、次の方は器具5点まで無料になります。(世帯で1回のみ)

●災害時要援護者名簿に登録している方 ●生活保護受給世帯の方

### 《 申込方法 》

取付けを希望される方は、下記の課へ申請書をご提出ください。申請書は、危機管理課、特別出張所で配布のほかホームページからも取り出せます。(郵送、FAXでも受け付けます。)

### ◆問合せ先 危機管理担当部 危機管理課

TEL (5 2 7 3) 4 5 9 2 FAX (3 2 0 9) 4 0 6 9

## 9

## 緊急・安全

## 9 - 3 重度心身障害者等緊急通報・火災安全システム

### 《 制度内容 》

ひとり暮らし等の在宅重度身体障害者及び難病の方が、家庭内で病気や事故などの事態に陥ったとき、本体機器又はペンダントのボタンを押したり、開閉センサーが一定時間利用者の動き等を感知しなかった場合に、警備会社から確認の電話が入ります。電話に出られないときは、警備会社・救急車等が出動します。

なお、在宅重度知的障害者は、火災安全システムのみでの設置となります。

※取り付け環境等、詳細については担当にお問合せください。

### 《 対象 》

18歳以上で単身生活をしている①～③の方

①重度身体障害者(身体障害者手帳1、2級) ②難病 ③重度知的障害者(愛の手帳1、2度相当)

※65歳以上の方には、高齢者緊急通報システム・火災安全システムがあります。お近くの高齢者総合相談センターへご相談ください

### 《 自己負担 》

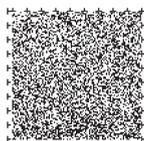
設置時 開閉センサーなし：2,600円

開閉センサーあり：3,100円

(生活保護・非課税世帯は免除です)

### ◆問合せ先 障害者福祉課 福祉推進係

TEL (5 2 7 3) 4 5 1 6 FAX (3 2 0 9) 3 4 4 1



## 9 - 4 119番ファクシミリ緊急通報

### 《 内容及び対象 》

119番ファクシミリ通報は、ファックスから「119」をダイヤルし、送信することで緊急通報を行うものです。

対象は東京消防庁内（稲城市及び島しょ地区を除く）において、ファックスを緊急通報の手段として利用する方です。

### 《 手続 》

事前登録等の必要はありません。119番通報専用の通報用紙を消防署やホームページで配布しています。なお、任意の用紙に記載し、通報することも可能です。

※詳細は、東京都消防庁のホームページより、「個人の方へ」-「119番通報」-「119番通報のしくみ」-「119番ファクシミリ通報ご利用案内」をご覧ください。

### 《 利用方法 》

通報する際は、通報用紙に、火災・救急の別、住所・建物名称、氏名、年齢、「どうしたのか」等を具体的に記載して送信してください。

※通報用紙等に必要事項（住所、氏名、年齢）を記入し、事前に準備しておくことが大切です。

※新宿区福祉部障害者福祉課にてファクシミリ緊急通報に用いる専用の用紙（緊急通報カード）を無料配布しています。

### ◆問い合わせ先 東京消防庁防災部 防災安全課

TEL (3212) 2111 (代表) 内線4245・4246

FAX (3213) 1478

MAIL bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp

東京消防庁ホームページ

HP <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>

## 9 - 5 東京消防庁 緊急ネット通報

### 《 内容および対象 》

音声（肉声）による119番通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンのウェブ機能を利用して緊急通報を行い、消防車や救急車を要請することができるものです。対象は東京消防庁管内（稲城市、島しょ地区を除く）に在住、通勤、通学している聴覚または言語・音声等に機能障害がある方です。

### 《 手続 》

事前登録（無料）が必要です。スマートフォン等で二次元コードを読み取り、表示されたメールアドレス（entry\_13000@entry03.web119.info）へ空メールを送信して、手続きを行ってください。

### 《 利用方法 》

緊急ネット通報は、電波が届きにくい場所からは繋がらない場合があります。そうしたときは、近くの人に助けを求め、119番ファクシミリ通報を利用するなど別の手段で通報してください。



※詳細は、東京消防庁のホームページより、「個人の方へ」-「119番通報」-「緊急ネット通報のご案内」をご覧ください。

### ◆問合せ先 東京消防庁防災部 防災安全課

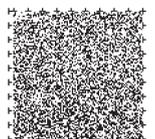
TEL (3212) 2111 (代表) 内線4245・4246

FAX (3213) 1478

MAIL bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp

東京消防庁ホームページ

HP <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>



## 9 - 6 110番アプリシステム

### 《 内容 》

「110番アプリシステム」は、聴覚に障害のある方など、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォンなどを利用して、文や画像で警察へ通報可能なシステムです。

### 《 対象者 》

聴覚に障害があるなど、音声による110番通報が困難な方

※音声による110番通報が可能な方は、音声による110番通報をお願いします。

※都内で発生した事件、事故が対象です。

### 《 利用方法 》

スマートフォンの場合、「110番アプリ」をインストールし、事前登録をしてください。

従来型携帯電話の場合、「<https://mobile110.npa.go.jp>」にアクセスし、事前登録をしてください。

※通報時には、それぞれの電話会社との契約に応じた通話料金がかかります。

### ◆問合せ先 警視庁 通信指令本部 指令計画第三係

TEL (3581) 4321

## 9 - 7 障害者位置探索システム

### 《 助成内容 》

知的障害者の方が万が一方向不明になったときなどに備え、位置探索システム機器購入費用等の初期費用を助成します。知的障害者の方が位置探索システムを携帯することにより、早期にご本人の現在地の確認や安全確保が可能となり、ご家族等の不安を軽減できます。

### 《 対象者 》

次のいずれかに該当する、区内在住の方

- ①愛の手帳をお持ちの方
- ②現に知的障害者（児）として区の知的障害者（児）福祉サービスを受けている方
- ③区が更生相談所に意見を求め、知的障害が認められる旨の意見があった方
- ④18歳未満で、医師により知的な発達の遅れがあると認められた方

《 助成額 》 限度額 10,000円（1人1回を限度）

### 《 申請 》

上記の対象者であることが確認できるもの（愛の手帳等）を持って、障害者福祉課窓口で事前にご申請ください。

### ◆問合せ先 障害者福祉課 経理係

TEL (5273) 4520 FAX (3209) 3441

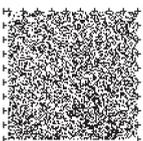
## 9 - 8 ヘルプカードの配付と活用

### 《 内容 》

緊急連絡先や必要な支援内容などを自由に記載した「ヘルプカード」は、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めやすくするためのものです。障害者福祉課、区立障害者福祉センター、保健センターで配布していますのでご活用ください。

### ◆問合せ先 障害者福祉課 福祉推進係

TEL (5273) 4516 FAX (3209) 3441



## 9-9 ヘルプマークの配付

### 《 内容 》

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。 ※原則お一人様一つまでの配付となります。

《 配付場所 》 都営地下鉄の各駅（押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅、新宿駅を除く）  
都営バス各営業所、都立病院、東京都心身障害者福祉センター

《 新宿区内の配付場所 》 新宿区役所障害者福祉課、区立障害者福祉センター、  
新宿区各保健センター（牛込、四谷、東新宿、落合） など

### ◆問合せ先 障害者福祉課 福祉推進係

TEL (5 2 7 3) 4 5 1 6 FAX (3 2 0 9) 3 4 4 1

## 9-10 在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業

### 《 主な業務内容 》

#### ①災害時個別支援計画の作成

在宅人工呼吸器使用者とその家族が平常時から災害に備え、安全で安心した生活を送ることができるよう、災害時個別支援計画を作成しています。

#### ②非常用電源装置等の給付

災害時個別支援計画を作成している方を対象に（他の公的制度（難病）による対象物品を給付されていないこと）、停電時の電力確保に必要な自家発電装置や蓄電池等の給付を行っています。

### ◆問合せ先 健康政策課 地域医療係

TEL (5 2 7 3) 3 8 3 9 FAX (5 2 7 3) 3 8 7 6

## 9-11 280MHz（メガヘルツ）防災ラジオ無償貸与事業

### 《 事業内容 》

災害時などに区が発信する緊急情報を受信することのできる280MHz防災ラジオを、災害時要援護者名簿登録者に対して、1世帯につき1台、無償で貸し出します。

《 対象者 》 災害時要援護者名簿登録者

《 受信できる緊急情報 》

①緊急地震速報（地震が来る前）②国民保護情報（ミサイル攻撃など）③気象警報・特別警報

④土砂災害警戒情報 ⑤避難情報（緊急安全確保、避難指示等）⑥その他区からの緊急情報

⑦定時放送（夕焼け小焼け）など

《 申込方法 》

貸与を希望される方は「新宿区防災ラジオ貸与申請書」を郵送又は直接危機管理課へご提出ください。

（FAXでも受け付けます）申請書は、下記の課所で配布のほかホームページからも取り出せます。

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区役所（本庁舎2階）

地域福祉課、障害者福祉課、高齢者支援課

新宿区役所（本庁舎4階）

危機管理課

新宿区役所（第二分庁舎分館・分室）健康政策課、保健予防課、健康づくり課

各特別出張所、各保健センター、各高齢者総合相談センター、区立障害者福祉センター

### ◆問合せ先 危機管理担当部 危機管理課 地域防災係

TEL (5 2 7 3) 3 8 7 4 FAX (3 2 0 9) 4 0 6 9

